

# 刑務官

## 採用試験

平成3年度刑務官採用試験を次のとおり行います。

- 受験資格 昭和37年4月2日から同49年4月1日までに生まれた方
- 試験内容 一般的な知識お

よび知能についての多岐選択方式による筆記試験等

- 試験日 10月13日・14日
- ところ 高知刑務所
- 申込期間 8月23日～9月5日
- ※申し込み用紙の請求と詳しいことのお問い合わせは、高知刑務所庶務課（高知市布師田三六〇四一ー ☎0545454）まで。

# 善行青年の推薦を

## 南国市青少年健全育成大会

青少年健全育成南国市民会議では、青少年の健全な育成を目的に「第6回南国市青少年健全育成大会」を開催し、その席上で善行青少年の表彰を行うことになりました。

そこで、皆さんの周りに善行青少年がいらっしやいましたら、ぜひ候補者として推薦してください。

- 推薦締め切り 8月24日
- ※詳しいことのお問い合わせは、南国市青少年育成センター



写真は昨年のももの

# 防災点字読本と

## 防災テープの利用

防災のために大切な「正しい知識」「日ごろの備え」など、視覚障害者の方々の防災知識の普及のために、消防防科学総合センターより、『防災点字読本』と『防災テープ』の寄贈を受けましたので積極的にご利用ください。

なお、点字読本・テープは、市立図書館（☎市役所内線103）、福祉事務所社会係（☎市役所内線161）、社会福祉センター（☎054444）にありますので、連絡のうえご利用ください。

# 漁業調整委員

## 選挙人名簿

### 掲載の申請を

平成3年9月1日現在において、南国市内に住所または事業所を有し、1年に90日以上漁船を使用して行う水産動植物の採取もしくは養殖に従事している方は、高知海区漁

業調整委員会委員名簿への登録申請をしてください。

- 申請期間 9月1日～5日
- 提出先 各漁業協同組合または南国市選挙管理委員会事務局

※申請書は各漁業協同組合、南国市選挙管理委員会事務局にあります。

# 南国市選挙管理委員会

## 経営講習会

### 消費税説明会

南国市商工会では、次のとおり経営講習会と改正消費税説明会を行います。どなたでも自由に参加できますので、お気軽におこしください。

- ▼経営講習会
- 演題 『自己を切り拓く新経営戦略』
- 講師 大庭良彦さん（セカンドアドバイスセンター）
- とき 9月12日（木）午後7時～9時
- ▼改正消費税説明会
- 講師 川越寅夫さん（商工会顧問税理士）
- とき 9月2日（月）午後2時～4時

# 「ホタル」講演会

「南国市みんなでホタルを守りましょう会」では、南国市のすべての川にホタルを呼び戻そうと活動中ですが、ホタルについての講演会を開催します。ホタルの生態や生息条件について興味のある方はぜひ聞きに来てください。

- とき 9月8日（日）午後2時～4時
- ところ 大篠公民館ホール
- 講師 森本博氏さん（日本ホタルの会会員）
- 対象 一般市民
- 費用 無料



光るホタルの群舞

# 高知医科大学

## 外来診療日変更

9月2日から別表のとおり外来診療日が変更になりますのでご注意ください。

なお、老年病課（循環器課）は従前どおり（月・水・金）で変更いたしません。

区分	現 行	変 更 後
	(H3. 8. 30(金)まで)	(H3. 9. 2(用)から)
第一内科	月・木	火・金
第二内科	火・金	火・水・木
第三内科	火・木	月・木

ただし、第二内科の水曜日は、原則として予約再来のみ。  
 第一内科（総合内科、消化器病、肝臓病、膠原病関係）  
 第二内科（総合内科、腎臓病、内分泌、代謝、消化器病、膠原病関係）  
 第三内科（総合内科、呼吸器、血液関係）

# 献体のお願

献体とは医学教育の基礎となる解剖学の教育のため遺体を提供することです。医学生は解剖実習によって単に人体のしくみを知るのみでなく、医に携わる者としての責任と人命の尊さを心に刻みつけることとなります。

このように医学生にとってたいへん重要な解剖学の教育ですが、現在実習に必要な遺体の確保はたいへん困難で、高知医大でも遺体が不足しています。

これらのことから、献体の会（財）爽風会に加入していただき、すぐれた医師の養成に協力いただけるようお願いいたします。

献体についてのお問い合わせは、高知医科大学総務部庶務課庶務係（☎05811内線2110）まで。

# NTTからのお知らせ

0990で始まるダイヤル

青少年に有害図書・ビデオを『見せない、売らない、買わせない』ようにしましょう。

【南国市青少年育成センター】  
 【南国市補導員会】  
 【南国警察署】

# 国保以外の健康保険を

## 取得、喪失したときは必ず届け出を！

国民健康保険（国保）以外の健康保険を取得、あるいは喪失したときは、必ず市役所国保係へ届け出を行ってください。

届け出がなかったり遅れたりとすると、国保税については連絡がないのに課税されたり、最高で3年間さかのぼって課税されます。

また、医療費については医療機関へ実費ではらったり、国保への加入後、国保へ請求しても給付されない場合もあります。

【保健課】

- 届け出に必要なもの
- ①国保以外の保健を取得したとき：取得した保険証、国保の保険証、印鑑
- ②国保以外の保健を喪失したとき：喪失証明書、世帯内で国保加入者がいれば国保の保険証、国民年金以外の年金受給者は当初の年金証書、印鑑
- ※届け出と詳しいことのお問い合わせは、保健課国民健康保険係（☎市役所内線145）まで。

# おわびと訂正

7月15日号広報なんこく3ページ「6月定例市議会の可決された主な議案」で南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例、南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例の一部を改正する条例、南国市議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は期末手当の加算措置を南国市一般職の6級と同様とするとなっていました。平成3年度以降の加算措置の取り扱いを100分の15とするの誤りでした。

おわびして訂正します。